

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

代表取締役社長 荒木 徹

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.satakensetsu.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策を背景に企業収益や雇用環境が改善し、景気は緩やかな回復基調にあるものの、中国を始めとするアジア新興国の景気下振れなどにより、先行きは依然として慎重な見方で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資は高水準を維持し、企業収益が改善する中で、民間設備投資も増加基調にあるものの、労務・原材料価格の上昇懸念などにより、不透明な状況で推移しました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は土木関連126億5百万円(前期比9.5%増)、建築関連194億7千7百万円(前期比3.6%減)、兼業事業9億9千8百万円(前期比89.8%増)となり、合計で前期と比べ8億3千6百万円増加し330億8千万円(前期比2.6%増)となりました。

売上高は、土木関連94億1千万円(前期比15.8%減)、建築関連218億2千9百万円(前期比5.3%増)、兼業事業9億9千8百万円(前期比89.8%増)となり、合計で前期と比べ1億8千9百万円減少し322億3千7百万円(前期比0.6%減)となりました。

繰越高は、土木関連99億6千9百万円(前期比47.2%増)、建築関連86億6千4百万円(前期比21.4%減)となり、合計で前期と比べ8億4千2百万円増加し186億3千4百万円(前期比4.7%増)となりました。

営業利益は、堅調な受注環境や工事採算性の向上などにより前期と同水準の12億2千2百万円(前期比5.5%減)となりました。

経常利益は、前期に比べ4千8百万円減少し12億4千6百万円(前期比3.7%減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額1億7百万円の計上などもあり前期と同水準の12億9千9百万円(前期比0.1%増)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連117億3百万円(前期比11.4%増)、建築関連145億9千3百万円(前期比4.2%減)、兼業事業10億6千7百万円(前期比82.3%増)となり、合計で前期と比べ10億5千万円増加し273億6千4百万円(前期比4.0%増)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連44.5%、建築関連55.5%であり、発注者別比率では、官公庁工事50.0%、民間工事50.0%であります。

売上高は、土木関連85億3千8百万円(前期比14.9%減)、建築関連160億9千3

百万円(前期比1.3%増)、兼業事業10億6千7百万円(前期比82.3%増)となり、合計で前期と比べ8億8百万円減少し256億9千9百万円(前期比3.1%減)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連34.7%、建築関連65.3%であり、発注者別比率では、官公庁工事43.2%、民間工事56.8%であります。

繰越高は、土木関連97億6千8百万円(前期比47.9%増)、建築関連81億7千3百万円(前期比15.5%減)となり、合計で前期と比べ16億6千5百万円増加し179億4千2百万円(前期比10.2%増)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連54.4%、建築関連45.6%であり、発注者別比率では、官公庁工事64.7%、民間工事35.3%であります。

営業利益は、堅調な受注環境や工事採算性の向上などにより前期と同水準の8億4千5百万円(前期比4.2%減)となりました。

経常利益は、前期に比べ1千8百万円増加し9億8千万円(前期比2.0%増)となりました。

当期純利益は、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額1億円の計上などもあり、前期に比べ6千6百万円増加し11億5千2百万円(前期比6.1%増)となりました。

② 部門別の事業の状況

(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	6,774	12,605	9,410	9,969
	建築関連	11,016	19,477	21,829	8,664
小 計		17,791	32,082	31,239	18,634
兼業事業		—	998	998	—
合 計		17,791	33,080	32,237	18,634

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	6,603	11,703	8,538	9,768
	建築関連	9,672	14,593	16,093	8,173
小 計		16,276	26,297	24,631	17,942
兼業事業		—	1,067	1,067	—
合 計		16,276	27,364	25,699	17,942

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

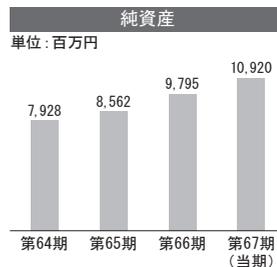
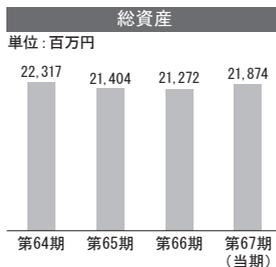
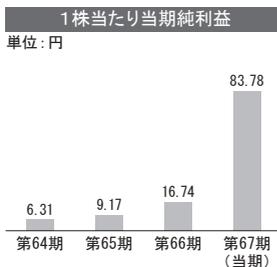
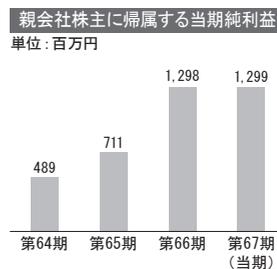
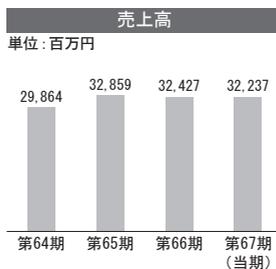
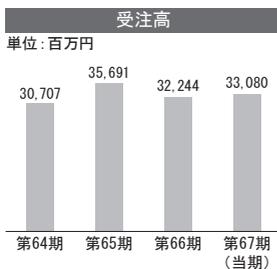
1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項 目 \ 期 別	平成24年度 第64期	平成25年度 第65期	平成26年度 第66期	平成27年度 第67期(当期)
受 注 高 (百万円)	30,707	35,691	32,244	33,080
売 上 高 (百万円)	29,864	32,859	32,427	32,237
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	489	711	1,298	1,299
1株当たり当期純利益 (円)	6.31	9.17	16.74	83.78
総 資 産 (百万円)	22,317	21,404	21,272	21,874
純 資 産 (百万円)	7,928	8,562	9,795	10,920

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 平成27年10月1日付で、普通株式5株を1株の割合で併合しております。

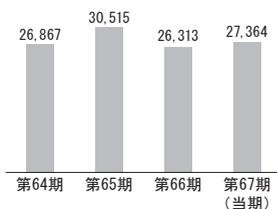


② 当社の状況

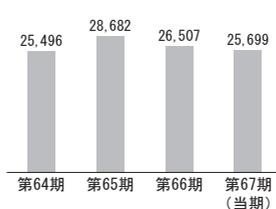
項目 \ 期別	平成24年度 第64期	平成25年度 第65期	平成26年度 第66期	平成27年度 第67期(当期)
受 注 高 (百万円)	26,867	30,515	26,313	27,364
売 上 高 (百万円)	25,496	28,682	26,507	25,699
当期純利益 (百万円)	401	649	1,086	1,152
1株当たり当期純利益 (円)	5.17	8.37	14.01	74.33
総 資 産 (百万円)	20,330	19,665	19,319	19,655
純 資 産 (百万円)	7,251	7,823	8,843	9,821

(注) 平成27年10月1日付で、普通株式5株を1株の割合で併合しております。

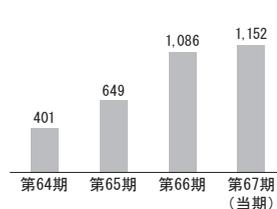
受注高
単位: 百万円



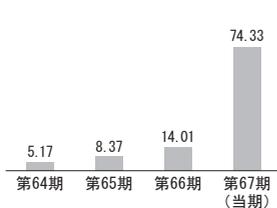
売上高
単位: 百万円



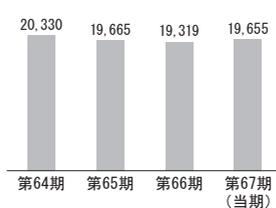
当期純利益
単位: 百万円



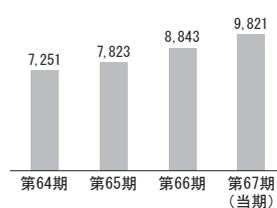
1株当たり当期純利益
単位: 円



総資産
単位: 百万円



純資産
単位: 百万円



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、海外経済の減速懸念や金融資本市場の変動の影響が景気を下押しするリスクはあるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果により景気は緩やかな回復に向かうことが期待されます。

建設業界におきましては、引続き労務・原材料価格の動向が懸念されますが、公共投資は緩やかな減少傾向にあるものの高水準を維持し、民間設備投資も増加基調を続け、受注環境は底堅く推移するものと予測されます。

こうした状況下、今後更に経営資源を集中し、コスト対応力の向上と適正利益の確保に努めるとともに、技術と品質の強化を推進し、顧客の信頼と満足に応える企業を目指してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-25）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（2）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業等を行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群馬県前橋市	栃 木 支 店	栃木県小山市
東 京 支 店	東京都豊島区	茨 城 支 店	茨城県下妻市
大 阪 支 店	大阪府大阪市	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
さいたま支店	埼玉県さいたま市	東 北 営 業 所	宮城県仙台市
子 会 社			
佐田道路(株)	群馬県前橋市	彩光建設(株)	埼玉県さいたま市
(株)島田組	群馬県桐生市	(株)前橋機材センター	群馬県前橋市
(株)リフォーム群馬	群馬県前橋市		

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
452名	9名増	47.3才	22.2年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
359名	6名増	47.0才	24.9年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名称	当社の 出資比率	主要な事業内容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資材の販売等
株式会社前橋機械センター	100.0%	建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、子会社の異動はありません。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社群馬銀行	400百万円
株式会社足利銀行	300百万円
株式会社東和銀行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	100百万円
株式会社みずほ銀行	48百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 15,507,862株（自己株式13,371株を除く）

(注) 平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会の決議により、平成27年10月1日付で、普通株式5株を1株とする株式併合を行ったことにより、発行済株式総数は62,084,933株減少しております。

また、発行可能株式総数は250,000,000株から50,000,000株に、単元株式数は1,000株から100株にそれぞれ変更しております。

- ③ 当事業年度末の株主数 7,221名（前期末比314名減）
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 群 馬 銀 行	6,371百株	4.1%
佐 田 建 設 従 業 員 持 株 会	6,054	3.9
佐 田 建 設 伸 佐 会 持 株 会	4,391	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,703	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,235	2.1
株 式 会 社 ヤ マ ト	3,222	2.1
東 京 石 灰 工 業 株 式 会 社	2,600	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,651	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,593	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	1,582	1.0

(注) 持株比率は、自己株式（13,371株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 木 徹	株式会社ヤマト社外取締役
取 締 役	大 沢 智	土木本部長
取 締 役	黒 岩 典 之	営業本部長
取 締 役	柳 下 憲 司	建築本部長
取 締 役	田 島 順 一	管理本部長
取 締 役	多 田 満 之	東京支店長
取 締 役	林 章	公認会計士・税理士
常 勤 監 査 役	神 山 明	
監 査 役	関 口 卓 男	
監 査 役	丸 山 和 貴	弁護士、カネコ種苗株式会社社外取締役
監 査 役	星 野 忠 男	税理士

(注) 1. 当期中の取締役の異動

山本 次男氏は、第66回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

2. 取締役林 章氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役丸山 和貴、星野 忠男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 監査役丸山 和貴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 監査役星野 忠男氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	8人	39百万円
監 査 役	4人	10百万円
計	12人	50百万円

(注) 上記報酬等の額には、第67回定時株主総会において決議予定の役員賞与14百万円（取締役11百万円、監査役2百万円）を含めております。

3-3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
監査役	丸山 和貴	カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係は ありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	林 章	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に、監査役会9回のうち7回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	星野 忠男	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに、監査役会9回のすべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	1人	2百万円
社 外 監 査 役	2人	4百万円

(注) 上記報酬等の額には、第67回定時株主総会において決議予定の役員賞与1百万円(社外取締役0百万円、社外監査役1百万円)を含めております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4-4. 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みおよび当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部コンプライアンス課とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、経営企画部コンプライアンス課に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部コンプライアンス課が内部監査を兼担する。経営企画部コンプライアンス課は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対しては毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部コンプライアンス課や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

経営企画部コンプライアンス課は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を新たに定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、平成13年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重

要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営企画部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、経営企画部コンプライアンス課が当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,227	流動負債	10,133
現金預金	5,271	支払手形	2,053
受取手形	1,907	工事未払金	4,542
完成工事未収入金	9,184	買掛金	117
売掛金	106	短期借入金	932
未成工事支出金	6	未払金	159
材料貯蔵品	65	未成工事受入金	1,146
未収入金	358	未払消費税等	280
繰延税金資産	264	完成工事補償引当金	37
その他	76	賞与引当金	378
貸倒引当金	△ 13	役員賞与引当金	14
		債務保証損失引当金	113
		その他	358
固定資産	4,646	固定負債	820
有形固定資産	4,286	長期借入金	16
建物・構築物	1,225	長期未払金	137
機械・運搬具	43	繰延税金負債	38
工具器具・備品	43	再評価に係る繰延税金負債	443
土地	2,859	退職給付に係る負債	98
その他	114	その他	87
		負債合計	10,954
無形固定資産	42	(純資産の部)	
ソフトウェア	2	株主資本	9,955
電話加入権	31	資本金	1,886
その他	8	資本剰余金	2,048
投資その他の資産	318	利益剰余金	6,027
投資有価証券	248	自己株式	△ 5
破産更生債権等	410	その他の包括利益累計額	964
その他	70	その他有価証券評価差額金	1
貸倒引当金	△ 410	土地再評価差額金	962
		純資産合計	10,920
資産合計	21,874	負債・純資産合計	21,874

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	31,239	
兼業事業売上高	998	32,237
売 上 原 価		
完成工事原価	28,959	
兼業事業売上原価	678	29,638
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,279	
兼業事業総利益	320	2,599
販売費及び一般管理費		1,377
営 業 利 益		1,222
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	1	
その他営業外収益	44	46
営 業 外 費 用		
支払利息	20	
その他営業外費用	1	22
経 常 利 益		1,246
特 別 利 益		
固定資産売却益	4	
債務保証損失引当金戻入額	3	7
特 別 損 失		
固定資産除却損	1	1
税金等調整前当期純利益		1,252
法人税、住民税及び事業税	61	
法人税等調整額	△107	△46
当 期 純 利 益		1,299
親会社株主に帰属する当期純利益		1,299

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
平成27年4月1日残高	1,886	2,048	4,922	△5	8,851
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 193		△ 193
親会社株主に帰属する当期純利益			1,299		1,299
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			1,105	△ 0	1,104
平成28年3月31日残高	1,886	2,048	6,027	△ 5	9,955

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成27年4月1日残高	2	942	944	9,795
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 193
親会社株主に帰属する当期純利益				1,299
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△ 1	20	19	19
連結会計年度中の変動額合計	△ 1	20	19	1,124
平成28年3月31日残高	1	962	964	10,920

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム
群馬・彩光建設株式会社・株式会社前橋機材センター

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価
法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金

個別原価法

材料貯蔵品

最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法）

（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
- ③ 引当金の計上基準
1. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 2. 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。
 3. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 4. 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 5. 債務保証損失引当金
債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
1. ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 2. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
 3. ヘッジ方針
借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
 4. ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合日の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	1,102百万円
	土 地	2,693百万円
	合 計	3,795百万円
②担保に係る債務	短期借入金	400百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		3,517百万円
(3) 土地の再評価		

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日 平成12年3月31日

③再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △993百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	77,606,166	—	62,084,933	15,521,233

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、平成27年10月1日付で5株を1株の割合で併合したことによる減少62,084,933株であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	62,320	3,569	52,518	13,371

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加3,569株であります。減少数の内訳は、平成27年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で併合したことによる減少52,518株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	193	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月29日

・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月24日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	201	13.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金であり、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブ取引は、主に社内管理規定に基づいて実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	5,271	5,271	—
(2) 受取手形	1,907	1,907	—
(3) 完成工事未収入金	9,184	9,184	—
(4) 投資有価証券（その他有価証券）	5	5	—
(5) 破産更生債権等貸倒引当金(*1)	410 △410		
	—	—	—
資産計	16,369	16,369	—
(1) 支払手形	2,053	2,053	—
(2) 工事未払金	4,542	4,542	—
(3) 短期借入金(*2)	900	900	—
(4) 未成工事受入金	1,146	1,146	—
(5) 長期借入金(*3)	48	48	0
負債計	8,690	8,690	0
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 短期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が控除されております。

(*3) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

① 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに(3) 完成工事未収入金

これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券（その他有価証券）

取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金並びに (4) 未成工事受入金
これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象となっており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	48	16	48
	支払固定・受取変動				

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

②非上場株式の時価の算定方法に関する事項

非上場株式（連結貸借対照表計上額243百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券（その他有価証券）」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	704円16銭
1株当たり当期純利益	83円78銭

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,698	流動負債	9,223
現金預金	3,814	支払手形	2,023
受取手形	1,688	工事未払金	3,880
完成工事未入金	8,387	買掛金	92
売掛金	139	短期借入金	932
未成工事支出金	8	未払金	109
材料貯蔵品	19	未払法人税等	0
未収入金	390	未成工事受入金	1,144
繰延税金資産	215	未払消費税等	257
その他の	44	完成工事補償引当金	36
貸倒引当金	△ 10	賞与引当金	331
		役員賞与引当金	14
		債務保証損失引当金	113
		その他の	288
固定資産	4,957	固定負債	610
有形固定資産	3,972	長期借入金	16
建物・構築物	1,200	長期未払金	137
機械・運搬具	23	繰延税金負債	0
工具器具・備品	39	再評価に係る繰延税金負債	443
土地	2,693	その他の	13
その他の	15	負債合計	9,834
無形固定資産	39	(純資産の部)	
ソフトウェア	2	株主資本	8,857
電話加入権	29	資本金	1,886
その他の	7	資本剰余金	2,005
投資その他の資産	945	資本準備金	1,940
投資有価証券	246	その他資本剰余金	65
関係会社株式	657	利益剰余金	4,971
破産更生債権等	409	その他利益剰余金	4,971
その他の	41	繰越利益剰余金	4,971
貸倒引当金	△ 409	自己株式	△ 5
		評価・換算差額等	964
		その他有価証券評価差額金	1
		土地再評価差額金	962
		純資産合計	9,821
資産合計	19,655	負債・純資産合計	19,655

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	24,631	
兼業事業売上高	1,067	25,699
売 上 原 価		
完成工事原価	23,071	
兼業事業売上原価	713	23,784
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,560	
兼業事業総利益	354	1,914
販売費及び一般管理費		1,069
営 業 利 益		845
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	95	
その他営業外収益	58	154
営 業 外 費 用		
支払利息	18	
その他営業外費用	1	19
経 常 利 益		980
特 別 利 益		
固定資産売却益	0	
債務保証損失引当金戻入額	3	3
特 別 損 失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		982
法人税等還付税額	69	
法人税等調整額	△100	△170
当 期 純 利 益		1,152

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成27年 4月 1日 残高	1,886	1,940	65	2,005	4,012	4,012
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△193	△193
当期純利益					1,152	1,152
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計					958	958
平成28年 3月 31日 残高	1,886	1,940	65	2,005	4,971	4,971

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
平成27年 4月 1日 残高	△5	7,899	2	942	944	8,843
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△193				△193
当期純利益		1,152				1,152
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			△1	20	19	19
事業年度中の変動額合計	△0	958	△1	20	19	977
平成28年 3月 31日 残高	△5	8,857	1	962	964	9,821

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-----------|---------|
| ① 未成工事支出金 | 個別原価法 |
| ② 材料貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(3) 固定資産の減価償却方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 完成工事補償引当金 | 完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。 |
| ③ 賞与引当金 | |

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合日の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	1,102百万円
	土 地	2,693百万円
	合 計	3,795百万円
②担保に係る債務	短期借入金	400百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,205百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	128百万円
短期金銭債務	228百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日 平成12年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 993百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	152百万円
	仕入高	924百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		113百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	62,320	3,569	52,518	13,371

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加3,569株であります。減少数の内訳は、平成27年10月1日付で普通株式5株を1株の割合で併合したことによる減少52,518株であります。

6. 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金損金算入限度超過額、税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

②法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の31.88%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.69%、平成30年4月1日以降のものについては30.46%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が13百万円、土地再評価に係る繰延税金負債の金額が20百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が13百万円、土地再評価差額金額が20百万円、その他有価証券評価差額金額が0百万円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	663円33銭
1株当たり当期純利益	74円33銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎良 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎良 ⑧

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 ⑧

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月12日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役 神 山 明 印

監 査 役 関 口 卓 男 印

社外監査役 丸 山 和 貴 印

社外監査役 星 野 忠 男 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営環境の変化に十分対処し得る財務体質を内部留保により図りながら、株主の皆様に対し安定配当を行うとともに、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績などを勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき13円

配当総額 201,602,206円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あらかき とおる 荒木 徹 (昭和24年2月20日生)	昭和54年5月 当社入社 平成9年3月 当社審査部長 平成15年6月 当社執行役員審査部長 平成16年6月 当社常務執行役員経営企画室審査部長 平成17年6月 当社取締役経営企画室審査部長兼法務相談室長 平成19年6月 当社常務取締役審査部長兼管理本部副本部長（総務・コンプライアンス担当） 平成20年6月 当社代表取締役社長（現在） 平成27年6月 株式会社ヤマト社外取締役（現在）	16,100株
		<p>【取締役候補者とした理由】 荒木徹氏は、当社の取締役として11年、代表取締役社長として8年の経験を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、引き続き経営の指揮をとり、持続的な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
2	おおさわ ちかお 大沢 智 (昭和31年3月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年3月 当社本社施工事業部土木部副部長 平成16年6月 当社執行役員土木本部土木統括部長兼本社土木部長 平成20年6月 当社取締役土木本部土木統括部長兼本社土木部長 平成21年4月 当社取締役土木本部長（現在）	12,300株
		<p>【取締役候補者とした理由】 大沢智氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、平成20年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
3	くろいわ のりゆき 黒岩 典之 (昭和28年4月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年3月 当社本店営業部吾妻営業所長 平成16年4月 当社営業本部営業推進部営業部長 平成18年6月 当社執行役員営業本部営業部長兼本店営業部次長 平成19年6月 当社執行役員営業本部本店営業部長 平成20年6月 当社常務執行役員営業本部営業推進部長 平成21年4月 当社常務執行役員営業本部長兼営業推進部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業推進部長 平成22年6月 当社取締役営業本部長（現在）	8,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 黒岩典之氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、平成21年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	かぎ した けん じ 柳 下 憲 司 (昭和28年5月7日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社本社施工事業部建築部長 平成16年4月 当社建築本部工務部長 平成20年6月 当社執行役員首都圏建築部長兼建築部第一グループ長 平成22年5月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 平成24年4月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社常務執行役員東京支店長 平成25年6月 当社取締役東京支店長 平成26年6月 当社取締役建築本部長 (現在)	5,638株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>柳下憲司氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、平成25年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
5	た じま じゅん いち 田 島 順 一 (昭和29年2月14日生)	昭和47年3月 当社入社 平成12年3月 当社監理部長 平成16年4月 当社管理本部財務部担当部長 (監理) 平成17年6月 当社執行役員管理本部財務部長 平成20年6月 当社常務執行役員管理本部財務部長 平成21年4月 当社常務執行役員管理本部長兼財務部長 平成21年6月 当社常務執行役員管理本部長 平成24年6月 当社取締役管理本部長 (現在)	7,900株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田島順一氏は、当社の管理部門における豊富な経験と実績に加え、平成24年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
6	た だ みつ ゆき 多 田 満 之 (昭和29年5月24日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年9月 当社営業部長 平成14年6月 当社取締役営業本部営業企画部長兼本店営業部営業部長 平成16年4月 当社取締役営業本部営業推進部長 平成20年6月 当社常務取締役営業本部長兼本店営業部長 平成21年3月 当社取締役営業本部長兼本店営業部長 平成21年4月 当社取締役さいたま支店長 平成22年4月 当社取締役本店長 平成26年6月 当社取締役東京支店長 (現在)	14,100株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>多田満之氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、平成14年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
7	はやし あきら 林 章 (昭和24年9月28日生)	昭和52年3月 公認会計士登録 (現在) 昭和53年11月 税理士登録 (現在) 昭和54年1月 林章事務所開設 (現在) 平成20年6月 当社取締役 (現在)	0株
		<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>林章氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林 章氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
林 章氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
林 章氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ 荒井清彦 (昭和32年4月25日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年6月 当社経営企画部次長 平成23年7月 当社経営企画部長 平成25年6月 当社経営企画部長兼秘書室長（現在）	4,000株
【監査役候補者とした理由】 荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験と高い見識を有しており、監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。			
2	関口卓男 (昭和14年2月22日生)	平成7年6月 株式会社群馬銀行取締役東京支店長 平成8年6月 同行取締役高崎支店長 平成11年6月 同行常務取締役 平成13年6月 同行常勤監査役 平成16年6月 当社取締役副社長管理本部長兼経営企画室長 平成20年6月 当社監査役（現在）	12,300株
【監査役候補者とした理由】 関口卓男氏は、金融機関における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役および監査役としての知識・経験を有し、当社の監査役として重要な役割を果たしていただいております。監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役候補者としております。			
3	丸山和貴 (昭和26年6月24日生)	昭和56年4月 弁護士登録（現在） 昭和56年4月 丸山法律事務所開業（現在） 平成16年6月 当社監査役（現在） 平成27年8月 カネコ種苗株式会社社外取締役（現在）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 丸山和貴氏は、弁護士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	星野 忠男 (昭和24年8月20日生)	平成16年7月 鹿沼税務署長 平成17年7月 関東信越国税局課税第二部資料調査第一課長 平成18年7月 関東信越国税不服審判所国税審判官 平成20年7月 館林税務署長 平成21年9月 税理士登録（現在） 平成24年6月 当社監査役（現在）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 星野忠男氏は、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 丸山 和貴、星野 忠男の両氏は社外監査役候補者であります。
 なお、当社は丸山 和貴氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数
 ① 丸山 和貴氏は、本総会終結の時をもって12年となります。
 ② 星野 忠男氏は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
 丸山 和貴、星野 忠男の両氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
 社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末における取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役4名に対し、役員賞与総額1,400万円（取締役分1,100万円、社外取締役分50万円、監査役分250万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社 6階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)